

桜川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準
(令和9年度入所調整分)

1. 基準指数

入所事由		保 護 者 の 状 況	基準点数	必要な書類
1 就労 (休憩時間含む 通勤時間含まず)	月170時間以上の就労を常態とする		100	就労証明書
	月160時間以上170時間未満の就労を常態とする		95	
	月150時間以上160時間未満の就労を常態とする		90	
	月140時間以上150時間未満の就労を常態とする		85	
	月130時間以上140時間未満の就労を常態とする		80	
	月120時間以上130時間未満の就労を常態とする		75	
	月110時間以上120時間未満の就労を常態とする		70	
	月100時間以上110時間未満の就労を常態とする		65	
	月90時間以上100時間未満の就労を常態とする		60	
	月80時間以上90時間未満の就労を常態とする		55	
月64時間以上80時間未満の就労を常態とする		50		
2 妊娠・出産		出産予定日の属する月及び当該月の前1か月(多胎妊娠の場合は、出産予定日の属する月及び当該月の前3か月)、出産後2か月	70	保育必要事由申立書 母子健康手帳の写し
3 保護者の 疾病・障がい	疾病	入院又は、入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能	100	保育必要事由申立書 診断書
		通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難	90	
		疾病により保育に支障がある	70	
	障がい	①身体1・2級、療育A以上、精神1級の場合	100	保育必要事由申立書 手帳の写し
		②身体3級、療育B、精神2級の場合	70	
		③身体4級以下、療育C、精神3級の場合	50	
4 同居親族等の 看護・介護	入院	入院付き添いを常態としている場合	90	保育必要事由申立書 診断書または手帳の写し
	居宅内	自宅療養で身辺自立不可能の者の常時介護している場合	80	
		要介護者または、心身障害①の常時介護・介助	70	
			通院付き添い・日常生活の支援	
5 災害・復旧		災害で損なわれた居宅等の復旧のために保育に当たれない場合	100	罹災証明書
6 求職活動		求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。	30	保育必要事由申立書
7 就学 職業訓練	週5日以上		90	在学証明書・授業時間数や日程のわかる カリキュラム等
	週5日未満		60	
8 虐待・DV		当該児童、世帯の状況に応じて別途判断	※	個別で状況確認の書類を 依頼します。
9 不存在		死別・離別・未婚・拘禁・行方不明・離婚前提別居	100	
10 その他		申請内容により判断	※	

※1 父母それぞれの指数を合算した数を指数とする。(基準指数)

2 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職活動(就労先未定)の指数とする。

3 保護者が保育の必要な事由(就労等)が2以上ある場合には、原則として指数の高い状況をとり指数を決定する。

4 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定する。

2. 調整指数

			調整点数
世帯状況	児童と同居の祖父母が65歳未満で児童の保育が可能な場合。(保育することができない証明が提出されない場合。)		-10
	ひとり親世帯である場合。		40
	生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる場合。		50
	両親が同時期(1か月以内)での失業の場合。(リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業の場合に限る。)		80
	生活中心者の失業の場合。(リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業の場合に限る。)		30
	児童の日常生活において環境不良と認められる場合。		20
就労状況	ひとり親の方で、就労内定を受けている。		20
	就労内定である。		-20
	入所希望日時点で両親共に1年以上の就労実績がある場合。		5
兄弟の状況	既にきょうだいが保育施設等を利用している場合。(新2号・2号・3号のみ、卒園児は除く)		12
	きょうだいが新規で同時に申込みをする場合。		7
	第3子以降の子の申込である。(カウントに含めるのは、小学生までのきょうだいまで)		4
	既にきょうだいが別々の保育施設に入所しており、どちらか片方の在園している保育施設に転園を希望する場合。(新2号・2号・3号のみ、卒園児は除く)		4
	母の育児休業により退所し、復職時に申込みする場合。		20
	申込児童以外に申込みのない未就学児童(きょうだい)がいる場合。		-10
1号認定児童	2号認定への変更希望者(在籍施設に限り、別の施設希望の場合に適用しない)		15
保育体制強化	市内の保育施設の保育士として勤務する。(有資格者のみ)		60
	県内の保育施設の保育士として勤務する。(有資格者のみ)		30
	市内の保育施設の職員(保育補助員、支援員、事務職員等)として勤務する。		20
	県内の保育施設の職員(保育補助員、支援員、事務職員等)として勤務する。		10
その他 (該当者のみ)	地域型保育事業の卒園から連携施設間の優先利用		100
	地域型保育事業の卒園から連携施設以外の施設を入所希望する際の優先利用		50
	他市町村での新規4月入所が決定していたが、自己都合以外での理由(会社辞令による転勤、事務所移転等)により、桜川市へ転入し申込みする場合(第1次受付期間終了後の転入で、第1次申込が出来なかった方を対象に、新年度1年間のみ適用)		30

基準指数、調整指数が合計点が同点だった場合の利用調整について、以下の順に優先します。

- 1 基準指数の合計点が高い世帯
- 2 ひとり親世帯
- 3 祖父母が不存在または80歳以上の場合
- 4 利用者負担額(保育料)の算定対象となる所得割の合計が低い世帯
- 5 桜川市保育施設利用調整委員会による判定

入所の選考について（利用調整）

利用調整とは、桜川市が、市で定める基準に基づき、保護者が希望する保育所等の中から、利用できる保育所等の調整を行うことです。

利用申込数が保育所等の受入れ可能数を超え、希望する全てのお子さんが利用できない場合、利用調整を行い、保育の必要性の高い家庭から優先して利用する保育所等を決定します。

調整（選考）方法は、提出していただいた申込書等により裏面の利用調整基準表に基づき、保育を必要とする事由による基準指数（基本点）、優先利用による調整指数（加算点）の総合点数の高い順に利用する保育所等を決定します。

※年齢や施設ごとに受入れ予定児童数や申込状況等に応じて変動するため、利用調整にあたっては、指数が高い方の内定を保証するものではありません。本紙は、参考としてご覧ください。